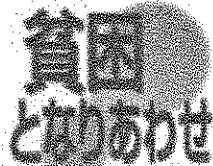


普通的生活へ戻る道

「生活保護」ダメな人間「じゃなかった



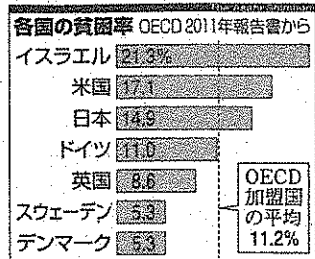
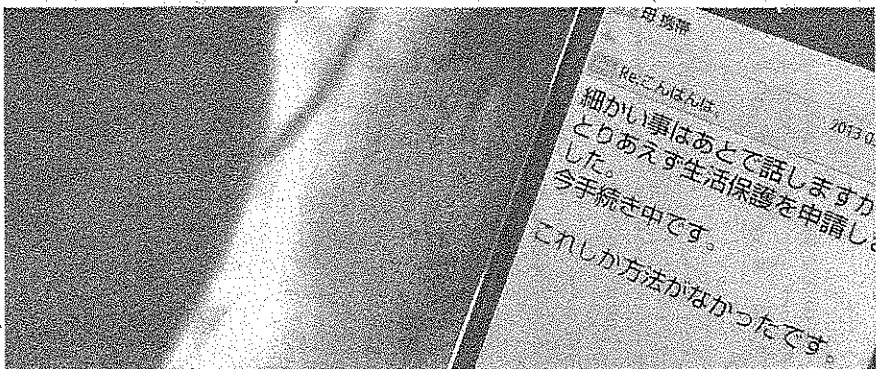
2010年の秋。東京都内に住む派遣社員(33)は帰宅途中、激しい腹痛に襲われた。冷や汗が出る。家はすぐそこだったが、動けなくなった。シャッターを閉めた店ばかりが並ぶ商店街の中だった。また夕方だが、人通りは少なかった。偶然通った人が救急車を呼んでくれた。「栄養失調」と診断された。その数カ月前に上京した。18の

派遣会社に登録したが、短期派遣すらなかなか回ってこなかった。当時、比較的入りやすかったのが、大手衣料品会社の配送センターでの日雇い派遣。棚上げの検品などで日給8千円余りだったが、往復の交通費は自腹。7千円前後しか手元に残らなかった。その後も手取り月10万~12万円程度の生活を続けてきた。家賃5万4千円のワンルーム。東京都市部で一人暮らしの場合、月収が13万円ほどを下回ると生活保護の対象になる。国が保障する最低限の暮らし以下の日々だった。部屋には実家から持ってきた丈の足りないカーテンがかかる。1日2食で、毎日のサバとちやしを炒めた料理が定番。1日6杯の水

で空腹をこまかした。時々はレモン果汁で味付けした。貯金は5千円。実家の父は亡くなり、母も生活に余裕はない。今年2月、家賃を滞納した。3月も払えなければ、すぐ退去しなければならなかったが、派遣の仕事は切れ、めどは立たなかった。「もう限界」。福祉事務所を頼ると、生活保護を勧められた。「税金で面倒をみてもらっている」なのに、パチンコで浪費する人も。生活保護にはそんなイメージしかなかった。芸能人の家族の受給に批判的な報道もあり、さらに印象は悪くなった。同じように見られたくない。「ダメな人が受けるものだと思っ

た。私はダメな人間にならなかった。現在は受給世帯の1.5倍近い。現在の受給世帯の1.5倍近い。全国消費実態調査(04年)を用いた推計でも、未受給は24%の31万世帯だった。同省保護課は「限られたデータで分析したため数字に幅がある」と説明するが、それでも相当の数字だ。貧困問題の研究者らは、未受給の割合はもっと多いと指摘。捕捉率を10~20%と試算する。立命館大学の唐鎌直義教授(社会保障論)は「他国とは制度が異なり、単純比較は難しい」と前置きしつつ、「例えばイギリスの捕捉率は8割を超える。日本の捕捉率が低いのは明らか」と話す。唐鎌教授が理由の一つにあげるのが「恥の意識」だ。丸裸になるほど落ちぶれた人が受ける制度と捉えられがちで、周囲からそうした目で見られることを恐れ、避ける傾向が強いという。「収入や貯蓄をすべて活用しても生活できな

くなり」と返事していた。涙がこぼれた。でも、職員は粘り強く言ってくれた。「今だけ使えばいい。生活保護はステップアップする階段の一つなんです」。家賃も含め、月13万7千円の保護を受けた。眠れるようになった。以前は家計のやりくりが頭を離れず、不眠症だった。眼科にも、やっつと行けた。2週間を使い捨てるコンタクトレンズを数カ月使っていたことがあり、ずっと目に違和感があった。目に傷があると、医師に言われた。4月からコールセンターで働き始めた。3カ月更新の派遣だが、長く続くと言われている。5月末には18万円ほどの月給が出る。そこで保護は終えられそうだ。「生活保護のイメージが変わった。忘れていた『普通の暮らし』を思い出させてくれました」



貧困率 世帯所得から国民一人ひとりの手取り収入を計算し、それを並べた時に真ん中の割合をいう。相対的貧困率のこと。低所得者がどれくらいいるかを示す。

母に送ったメールには「これしか方法がなかった」と書かれていた。生活保護の基準以下の暮らしを2年半余り送った末、女性は今年3月、保護を受けた。東京都内

未受給 法改正で増加懸念

国際的にみても、日本の貧困率は高い。国民の最低限の生活は生活保護で保障するが、その基準以下の収入なのに、保護を受けずに苦しい生活を送る人はかなり多いとみられている。生活保護を受けられる世帯のうち、保護を受けている実際の割合(捕捉率)は、国の調査がなぐ分かっていない。ただ、厚生労働省が2010年、国民生活基礎調査(07年)をもとに推計したところ、保護水準の世帯のうち未受給は7割近くの229万世帯に上っ

た。現在の受給世帯の1.5倍近い。全国消費実態調査(04年)を用いた推計でも、未受給は24%の31万世帯だった。同省保護課は「限られたデータで分析したため数字に幅がある」と説明するが、それでも相当の数字だ。貧困問題の研究者らは、未受給の割合はもっと多いと指摘。捕捉率を10~20%と試算する。立命館大学の唐鎌直義教授(社会保障論)は「他国とは制度が異なり、単純比較は難しい」と前置きしつつ、「例えばイギリスの捕捉率は8割を超える。日本の捕捉率が低いのは明らか」と話す。唐鎌教授が理由の一つにあげるのが「恥の意識」だ。丸裸になるほど落ちぶれた人が受ける制度と捉えられがちで、周囲からそうした目で見られることを恐れ、避ける傾向が強いという。「収入や貯蓄をすべて活用しても生活できな

い時に使う国民の権利。正しい理解を広げる必要がある」。米国会には生活保護法の改正案が出されている。困窮者を支援するNPO法人「自立生活サポートセンター・もやい」の稲葉剛代表理事は、必要な人からさらに保護を遠ざげる内容と指摘する。申請はこれまで、事情があれば口頭でも認められた。だが、法案は申請の際に困窮状態を証明する書類の提出を求める。扶養義務のある親族の収入や資産を行政が調べやすくする権限強化も盛り込まれた。「書類の不備を名目に、受給できるはずの人をこれまで以上に締め出す対応につながるかねない。家族に迷惑をかけたくないという心理面のプレッシャーにもなる」と話す。(久永隆)

60人に1人が生活保護の時代。さまざまな人の姿をたどりながら、貧困の背景や生活保護制度の実情について考えます。(この企画は随時掲載していきます)